



# 第2部 基本構想

第1章 目指すまちの姿

第2章 計画の基本フレーム

# 第1章 目指すまちの姿

## 1) まちの将来像

今回実施した18歳以上の町民を対象としたアンケートでは、「上下水道の充実」、「地域医療体制の推進」、「消防・救急体制の充実」、「自主防災組織と連携した災害対策の充実」、「子育て支援の充実」、「道路網の整備」などの施策の満足度が高くなっています。また、中学生を対象としたアンケートでは、永平寺町は「自然が豊かで美しいまち」、「子育て環境が充実しているまち」、「安心・安心なまち」というイメージを持っているという回答が多く、「現在住んでいる永平寺町が好き」という回答が7割近くを占めています。

本格的な人口減少社会の到来、加速する少子高齢化や新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症への対応、不安定な社会経済情勢の影響の中、これまでのまちづくりの成果を踏まえるとともに、課題や環境変化に的確に対応しながら、第二次総合振興計画に掲げた町の将来像「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」に向けて将来を担う子どもたちや、今ここで暮らす町民、すべての人が「住み続けたい」「住んでよかった」といえるようなまち、永平寺町を創造していきます。

## 2) まちづくり7つの基本目標

平成29年（2017年）3月に、平成29年（2017年）度から令和8年（2026年）度までを計画期間とする第二次総合振興計画を策定しました。10年間のまちづくりの基本方向を定めた基本構想と基本構想期間の概ね5年間を計画期間とする基本計画、各年度の実施事業を定めた実施計画から構成されています。このたび、令和4年（2022年）度をもって、前期基本計画の期間が満了したことから、新たに令和5年（2023年）度から令和8年（2026年）度までの後期基本計画を定めるため、基本構想は継続し、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

### （1）豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり

地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援するとともに、学校、家庭、地域が一体となった教育力の向上を図り、豊かな人間性を育む子育て支援を推進します。町民が生涯を通じて学びやスポーツ活動の機会を得ることで一人ひとりの潜在能力を伸ばし、その成果を適切に活かすことができるまちづくりを進めます。

また、本町の豊かな自然環境や先人達が培ってきた地域の文化を大切に保全し、次世代へ継承していきます。

## (2) 健康で心がふれあうやさしいまちづくり

町民誰もが生涯にわたり元気で、心穏やかに住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。

お互いに支え合える環境を目指すとともに、高齢者や障がい者など支援を必要としている人に適切なサービスを効果的に提供することができる体制の充実を図ります。また、町民が自身の健康について考え、健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

## (3) 安心して安全に暮らせるまちづくり

災害に備え、事故や犯罪の起きにくい地域づくりに、町民と行政などがまちぐるみで取り組み、暮らしに不安のない、住みよい環境づくりを推進します。

先人によって守られてきた豊かな自然環境を後世に引き継ぎ、また、快適な住環境を確保するため、町民一人ひとりが環境保全や美化に対する意識を高めながら、行政、町民、事業者、関係団体などが協働して環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

## (4) 地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり

交通ネットワークの整備により高まる立地条件、地域資源、地域性を最大限に活かしながら、企業誘致や新たな産業の育成を推進します。

観光、農林水産業、商工業などの連携した振興により、経済活動が町内で循環するように地域産業の活性化を図るとともに、幅広い世代に対応した新たな就労機会を創出し、賑わいのあるまちづくりを進めます。

## (5) 快適でうるおいのある美しいまちづくり

町民が快適に暮らすことができるように、公園・緑地の整備、空き家対策を含め、移住定住を促進する居住環境整備への支援、風景を活かした風景まちづくりの推進に努め、うるおいのある快適なまちづくりを進めます。

道路や公共交通網は、中部縦貫自動車道の県内全線開通を見据え、アクセス道路の整備や周辺市町とのネットワーク化を進め、町内外の往来に利便性の高いまちづくりを進めます。

## (6) 新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり

町民の主体性を尊重し、町民と行政が相互の信頼と理解に基づいた協働のまちづくりを進めます。

誰もが地域社会の一員として、人と人のつながりを持ち、地域の様々なコミュニティ活動や交流活動を通じて、多様な価値観や異なる文化への理解を促進し、互いに尊重し合える多様性のあるまちづくりを進めます。

## (7) 健全な財政運営に向けて

限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営を推進していくため、事務事業の見直しや公共施設の更新、統廃合、長寿命化などの行財政改革を強く推し進め、町民ニーズを的確に捉えながら、町民と行政がともに歩む健全で自立したまちづくりを進めます。

### 3) 将来像実現に向けた後期基本計画の体系

将来像の実現に向けて、7つの分野別の基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。



## 総合振興計画の体系

### 第1章 豊かな人間性と文化を育む、 ゆとりに満ちた人づくり

#### 第1節 子育て支援の充実

- (1) 子育て支援の拡充
- (2) 助成制度の充実
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 学童保育の充実
- (5) ひとり親家庭の支援

#### 第2節 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 地域の子ども育成環境の向上
- (3) 青少年健全育成事業の推進

#### 第3節 生涯学習の充実

- (1) 生涯学習の充実
- (2) 図書館事業の充実

#### 第4節 生涯スポーツの推進

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) スポーツによるまちづくり

#### 第5節 学校教育環境の充実

- (1) 教育内容の充実
- (2) ふるさとに学ぶ教育の充実
- (3) 教育施設の整備

#### 第6節 地域文化の振興

- (1) 芸術文化活動の支援
- (2) 歴史・文化資源の整備
- (3) 生活文化・地域文化の伝承

### 第2章 健康で心がふれあう やさしいまちづくり

#### 第1節 生涯を通じた健康づくりの推進

- (1) 健康意識の高揚
- (2) 健康管理体制の充実
- (3) 母子保健事業の充実
- (4) 心の健康づくりの推進

#### 第2節 地域医療体制の推進

- (1) 地域医療の充実

#### 第3節 地域福祉の推進

- (1) 地域福祉の推進
- (2) ボランティアの育成

#### 第4節 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の社会参加の促進
- (2) 地域包括ケアシステムの推進
- (3) 介護予防事業の充実

#### 第5節 障がい者（児）福祉の充実

- (1) ノーマライゼーションの推進
- (2) 障がい者（児）福祉の充実

#### 第6節 安定した社会保障制度の推進

- (1) 社会保障制度の適正な運営
- (2) 社会保障制度に関する周知・啓発

### 第3章 安心して安全に暮らせる まちづくり

#### 第1節 自主防災組織と連携した 災害対策の充実

- (1) 地域と連携した防災活動の推進・意識の高揚
- (2) 防災基盤の整備・強化

#### 第2節 消防・救急体制の充実

- (1) 消防・救急体制の整備
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 消防団体制の整備

#### 第3節 交通安全対策の強化

- (1) 交通安全意識の高揚
- (2) 交通安全施設の整備

#### 第4節 防犯活動の強化

- (1) 防犯活動の強化

#### 第5節 自然環境の保全、生活環境の確保

- (1) 環境保全の推進
- (2) 循環型社会の構築
- (3) 脱炭素社会の推進

## 第4章 地域の価値を高め、 賑わいのあるまちづくり

### 第1節 観光の振興

- (1) 観光資源活用の推進
- (2) 広域観光の推進
- (3) 地域情報発信の推進

### 第2節 農林水産業の振興

- (1) 農業生産基盤の強化
- (2) 経営対策の強化
- (3) 園芸作物の産地化・ブランド化
- (4) 林業経営体制の強化
- (5) 内水面漁業の振興

### 第3節 商工業の振興

- (1) 商工業の振興
- (2) 地域産物の販路拡大への支援

### 第4節 雇用環境の充実

- (1) 雇用環境の充実
- (2) 企業誘致の推進

## 第5章 快適でうるおいのある 美しいまちづくり

### 第1節 道路網の充実

- (1) 幹線道路網の整備
- (2) 生活道路網の整備
- (3) 雪に強い道路事業の推進

### 第2節 公共交通の充実

- (1) えちぜん鉄道の支援
- (2) マイレール意識の高揚
- (3) バス交通体系の整備

### 第3節 景観の保全・形成

- (1) 景観づくりの推進
- (2) 秩序ある土地利用の推進

### 第4節 人口減少対策

- (1) 定住の促進
- (2) U I J ターンの受け入れ環境の整備
- (3) 町営住宅の整備
- (4) 既存住宅への支援
- (5) 空き家対策・有効活用

### 第5節 上水道・下水道の充実

- (1) 安全で安定した給水の確保
- (2) 下水道施設の効率化

## 第6章 新しいつながり・絆で ひらく、連携と協働のまちづくり

### 第1節 参画と協働による

#### まちづくりの推進

- (1) 町民参画の促進
- (2) 広聴活動の充実
- (3) 情報公開の充実

### 第2節 地域活動の活性化・活動支援

- (1) 地域交流活動の推進

### 第3節 若者が参画する

#### まちづくりの推進

- (1) 若者・学生のまちづくりへの支援

### 第4節 人権の尊重

- (1) 人権教育・啓発活動の推進

### 第5節 国際交流の推進

- (1) 国際交流の推進
- (2) 多文化共生の推進

### 第6節 男女共同参画社会の推進

- (1) 共に生きる意識づくり
- (2) あらゆる分野で活躍できる環境づくり
- (3) 安心して暮らせる社会づくり
- (4) 推進体制づくり

## 第7章 健全な財政運営に向けて

### 第1節 安定した財政運営の推進

- (1) 財源の確保・効率的な活用
- (2) 財政運営の効率化

### 第2節 効率的・効果的な

#### 行政運営の推進

- (1) 行政機構の適正化
- (2) 適正な定員管理
- (3) 広域連携の推進

### 第3節 行政サービスの向上

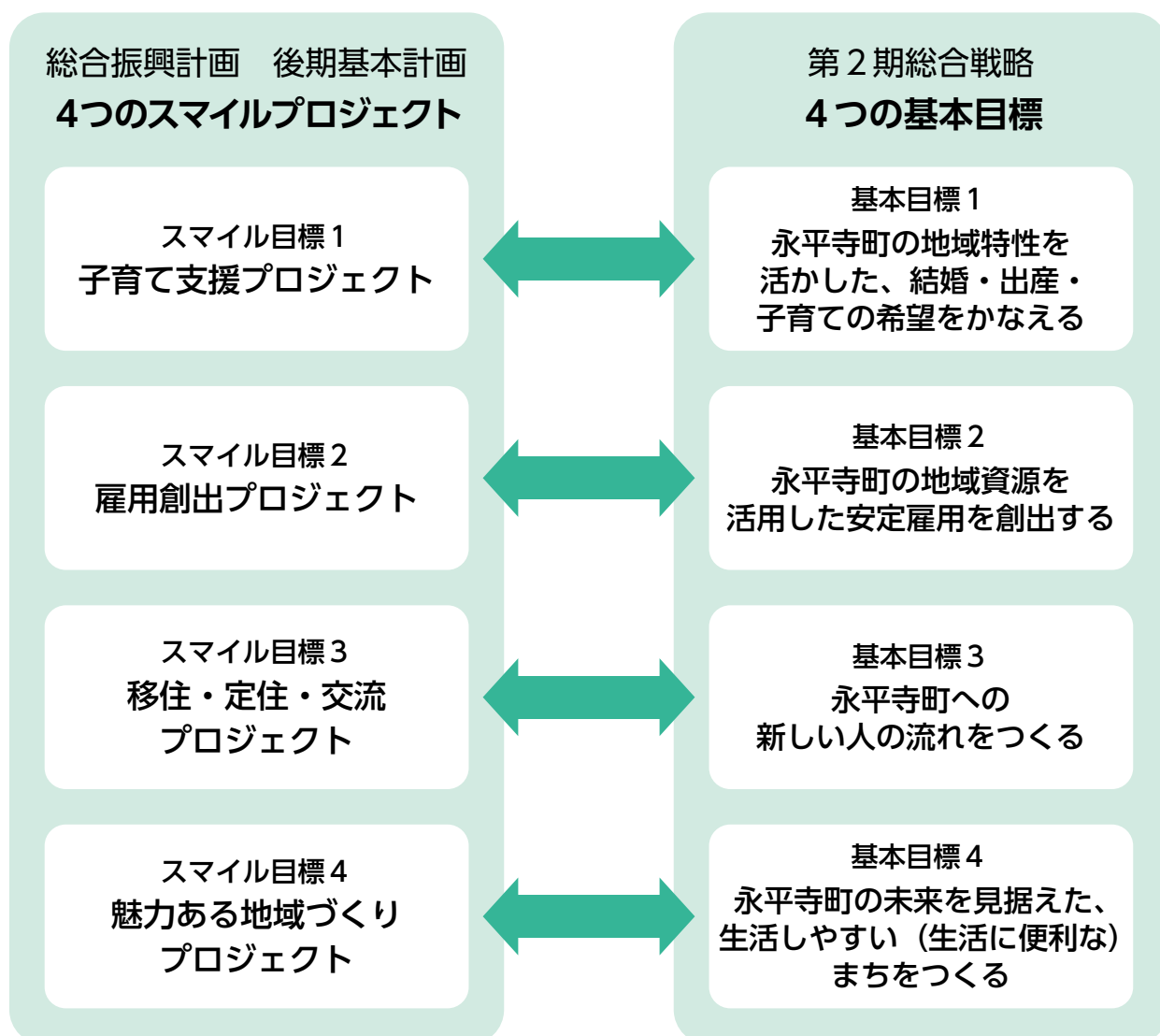
- (1) 窓口サービスの向上
- (2) 職員資質向上の推進
- (3) 電子自治体の推進

## 4) 第2期スマイルプロジェクト（連携プロジェクト）

本町では令和2年（2020年）11月に地方創生を推進するための戦略である「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。第2期総合戦略では、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、第1期総合戦略の柱となる、子育て支援・産業振興・移住定住支援策を継続してまいります。

また、行政による取組みだけでなく、地域コミュニティの形成・企業団体が若者世代を大切にしている意識・地域の伝統や文化への意識など地域全体での創意工夫によるまちづくりを進めることで、全体として未来を見据えた生活しやすいまちづくりを基本目標（戦略の4つの柱）として、集中的に取り組んでいます。

そこで、今回見直しする総合振興計画（後期基本計画）と一体的な推進を図り、連携した施策を展開するため、また、これから先もずっと、町民が明るい笑顔であふれるまちを目指して、後期4年間（令和5年（2023年）～令和8年（2026年）度）に戦略的に取り組むべき施策として、第2期総合戦略を第2期スマイルプロジェクト（連携プロジェクト）に位置づけます。



## スマイル 目標 1

### 子育て支援プロジェクト

永平寺町の地域特性を活かした、結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「永平寺町の地域特性を活かした、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ため、子育てに関する情報提供、相談、交流の場などの充実に努めるとともに、保護者への経済的負担の軽減を図るほか、子どもの個性や能力を伸ばせる充実した教育環境を整備します。さらに、若者や女性、高齢者や障がいのある人など、だれもが充実したワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう施策を進めます。

#### 【政策の方向性】

- ① 出会いから結婚までに着目したソフト施策の強化
- ② これまでの施策を継続し、さらに発展させる子育て応援プラン
- ③ 子育て世代が安心できる環境づくり（ニーズ対応）
- ④ 教育環境の充実により、若い世代が住みたくなるまちをつくる

## スマイル 目標 2

### 雇用創出プロジェクト

永平寺町の地域資源を活用した安定雇用を創出する

「永平寺町の地域資源を活用した安定雇用を創出する」ためには、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることでできる魅力的な仕事・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働ける環境整備や地域経済の活性化を図ります。

コロナ禍や物価高騰の影響を受けた地域経済や町民生活を支援します。今後の事業継続への対応や労働力の減少を見据え、先進技術を取り入れた業務効率化や生産性向上に取り組みます。今ある地域資源に一層の磨きをかけ、効果的にPRを行いながら、横の連携による永平寺町ならではの産業の創出・育成に努めます。

#### 【政策の方向性】

- ① 町民の雇用と町内雇用を拡大するための施策
- ② 企業の先進技術を取り入れた業務効率化や生産性向上の後押し
- ③ ウィズコロナ・アフターコロナに対応した観光施策（観光業の維持）
- ④ 雇用を創出する観光業の推進



スマイル  
目標 3

## 移住・定住・交流プロジェクト

永平寺町への新しい人の流れをつくる

「永平寺町への新しい人の流れをつくる」ため、全国的に地方移住への関心が高まってきている傾向を的確に捉え、永平寺町への移住定住施策に引き続き力を入れていくとともに、将来的な移住につながる関係人口の創出・拡大に取り組みます。

また、ふるさと納税等の活用や投資等により町の取組みへの積極的な関与を促すとともに、新しい人の流れをつくるためのイメージアップ施策を図り、地域への資金の流れの創出・拡大につなげていきます。

## 【政策の方向性】

- ① 地方回帰・分散の流れを見据えた移住戦略
- ② 町内にある様々な技術の継承支援
- ③ 学生等若者が実際にまちづくり活動を実施していくための支援
- ④ 新しい人の流れをつくるイメージアップ戦略

スマイル  
目標 4

## 魅力ある地域づくりプロジェクト

永平寺町の未来を見据えた、生活しやすい(生活に便利な)まちをつくる

未来技術は、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、住民生活の利便性と満足度を高めるうえで有効であり、積極的に検討と導入を行うことで、地域の魅力を一層向上させていきます。

地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画し、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めます。

技術は、人々の生活を豊かにするツールですが、住み続けたいと思うには、地域に魅力が必要です。活気あふれる地域をつくるため、若者、高齢者、女性、障がい者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を目指します。

## 【政策の方向性】

- ① 地域組織の育成による「ひとづくり」への取組み
- ② 先端技術を活用した生活の利便性向上への取組み
- ③ 人と物の移動を自由にする、MaaSの取組み

## 5) 持続可能な開発目標（SDGs）について

### 1. SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015）年9月の国連サミットで採択された国際目標で「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、持続可能でよりよい世界を目指して取り組むべき目標のことをいいます。

令和12年（2030）年を年限とする17の目標（ゴール）と169のターゲットが定められており、我が国においては「SDGsアクションプラン」を策定し、さまざまな取組みを進めているところです。

永平寺町においても、SDGsに掲げられた17の目標に向けた目指すべき方向性は同じであると捉えています。こうしたことを背景に、後期基本計画においては「基本施策」ごとにSDGsのアイコンを示しました。

#### 《SDGs 17のゴール》



#### 1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



#### 2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



#### 3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



#### 4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



#### 5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



#### 6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



#### 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

- 8. 働きがいも経済成長も**  
包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。
- 10. 人や国の不平等をなくそう**  
国内及び国家間の格差を是正する。
- 11. 住み続けられるまちづくりを**  
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
- 12. つくる責任 つかう責任**  
持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
- 13. 気候変動に具体的な対策を**  
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
- 14. 海の豊かさを守ろう**  
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
- 15. 陸の豊かさも守ろう**  
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。
- 16. 平和と公正をすべての人に**  
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう**  
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。

永平寺町総合振興計画とSDGsにおける17ゴールの関係

章	まちづくりの目標	施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり	1 子育て支援の充実	●		●	●	●														
		2 家庭・地域の教育力の向上	●		●	●	●														
		3 生涯学習の充実			●	●	●														
		4 生涯スポーツの推進			●	●	●														
		5 学校教育環境の充実			●	●	●														
		6 地域文化の振興				●	●	●													
2	健康で心がふれあうやさしいまちづくり	1 生涯を通じた健康づくりの推進		●	●	●	●														
		2 地域医療体制の推進			●	●	●														
		3 地域福祉の推進			●	●	●														
		4 高齢者福祉の充実			●	●	●														
		5 障がい者(児)福祉の充実			●	●	●														
		6 安定した社会保障制度の推進			●	●	●														
3	安心して安全に暮らせるまちづくり	1 自主防災組織と連携した災害対策の充実			●	●	●								●						
		2 消防・救急体制の充実			●	●	●								●						
		3 交通安全対策の強化			●	●	●								●						
		4 防犯活動の強化			●	●	●								●						
		5 自然環境の保全、生活環境の確保			●	●	●								●						
4	地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり	1 観光の振興				●															
		2 農林水産業の振興				●															
		3 商工業の振興																			
		4 雇用環境の充実																			
5	快適でうれしいまちづくり	1 道路網の充実																			
		2 公共交通の充実																			
		3 景観の保全・形成																			
		4 人口減少対策																			
		5 上水道・下水道の充実																			
6	新しいつながり・絆をひろく、連携と協働のまちづくり	1 参画と協働によるまちづくりの推進																			
		2 地域活動の活性化・活動支援																			
		3 若者が参画するまちづくりの推進																			
		4 人権の尊重																			
		5 国際交流の推進																			
7	健全な財政運営に向けて	1 安定した財政運営の推進																			
		2 効率的・効果的な行政運営の推進																			
		3 行政サービスの向上																			

# 第2章 計画の基本フレーム

## 1) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」によると、令和22年（2040年）の永平寺町の総人口は、平成27年（2015年）の国勢調査人口19,883人から減少し15,241人になると推計しています。

特に生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）の減少が続く推測結果となっています。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、急激な人口減少を食い止めるため、出生率の向上を目指しつつ、若い世代の転出抑制を重要な戦略目標とし、将来目指すべき人口ラインを示しています。第二次総合振興計画後期基本計画に掲げる基本目標に向けた施策を展開し、令和8年（2026年）は18,250人程度の維持を目指します。

【R2年（2020年）】

**18,965人**

※国勢調査（確報値）

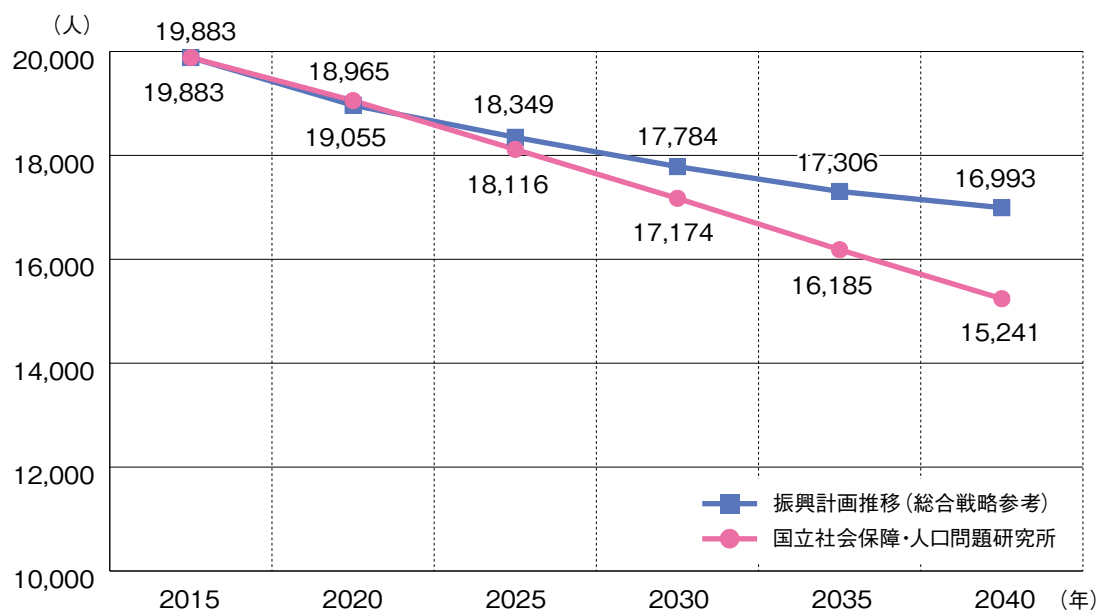


【R8年（2026年）】

**18,250人**

※総合振興計画目標値

【永平寺町の将来推計人口】



資料：永平寺町人口ビジョン改訂版

## 2) 土地利用構想

土地利用については、地形条件や自然条件を基本として、町域を市街地地域、田園地域、森林地域に分類し、それぞれ固有の特質や資質を活かしたまちづくりを進めていきます。

また、これまでのまちづくりの経緯や社会潮流、広域的にみた本町の位置づけなどを踏まえ、計画的かつ重点的に交流を支える軸の形成や活力と賑わいを創出する多様な拠点の整備・強化を図り、まち全体の魅力と活力の向上に努めます。

### (1) 土地利用の基本的な考え方〈永平寺町都市計画マスタープラン（令和4年度改定）より〉

#### 〈市街地地域〉

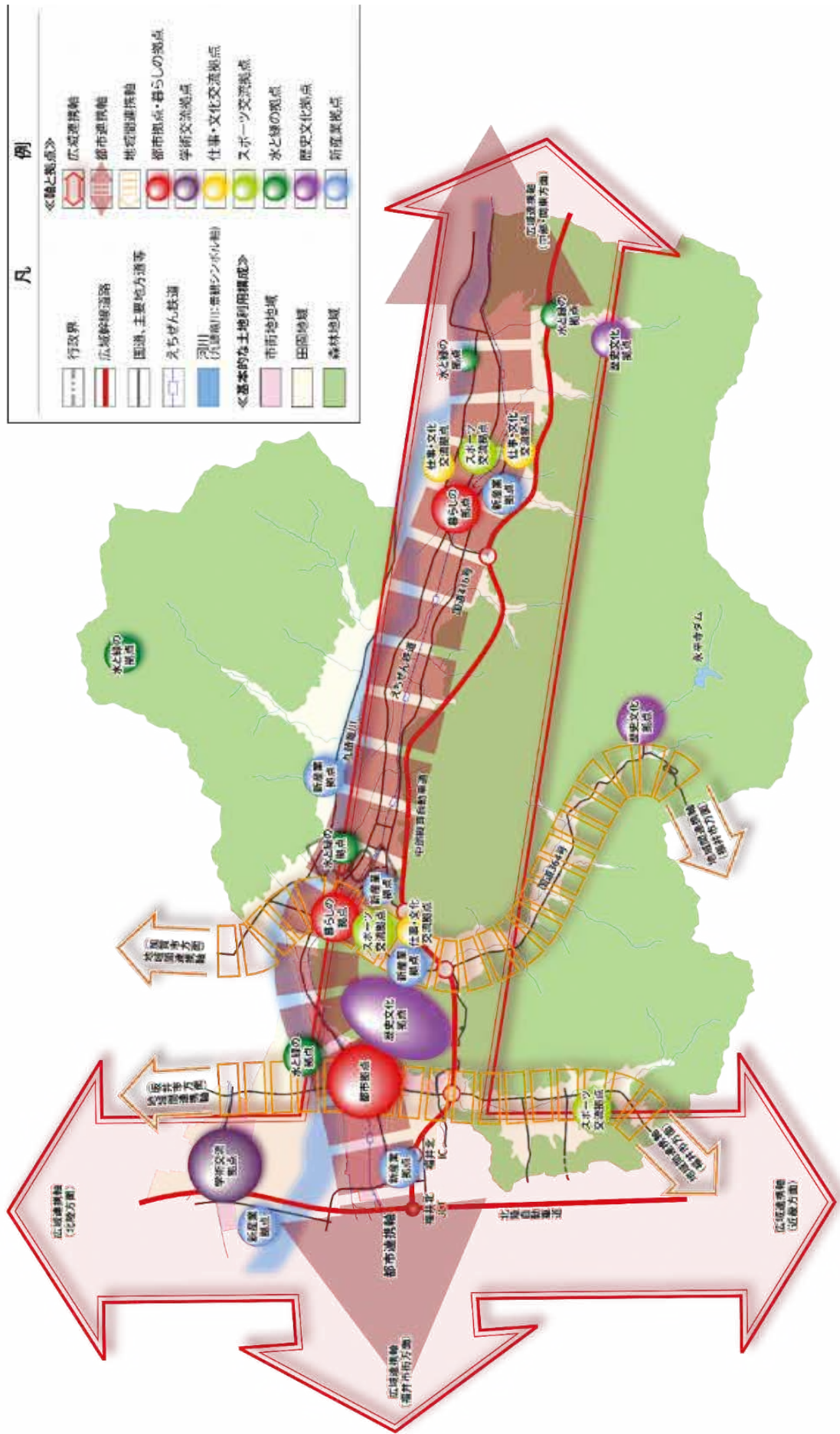
- 松岡市街地（市街化区域）は、本町の中心市街地として都市サービス機能や行政・文化サービス機能の維持・充実を図るとともに、空き地・空き家の利活用等の検討、えちぜん鉄道各駅の利便性の向上などにより、住みやすい生活空間を創出します。
- 御陵市街地（用途地域）は、学術研究都市として、地域に開かれた学びの場となる交流拠点の創出や、情報、文化、商業機能等の充実を図り、多様な人が学び、集う環境づくりを進めます。

#### 〈田園地域〉

- 田園地域内の市街地は、日常生活に不可欠なサービス機能の利便性を確保しつつ、安全で快適な住環境の創出と沿道環境の整序を図ります。
- 農村集落は、良好な集落環境を維持しつつ、田園風景との調和を図ります。また、地域コミュニティの維持を目的とする開発の適正誘導を図り、集落の地域社会を維持します。

#### 〈森林地域〉

- 本町を縁取る貴重な森林地域は、今後も眺望や緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和のとれた保全と活用を進めます。
- 松岡古墳群一帯は、眺望を活かした歴史体験型レクリエーション機能の充実、蔵王山から松岡総合運動公園一帯は散策空間づくりやスポーツの拠点を目指します。



凡 例

- 行政界
- 行政界
  - 広域幹線道路
  - 国道、主要地方道等
  - えちぜん鉄道
  - 河川 (伏流水川・帯状シンボル川)
- 〈基本的な土地利用構成〉
- 市街地域
  - 田園地域
  - 森林地域
- 〈軸と拠点〉
- 広域連絡軸
  - 都市連絡軸
  - 地域連絡軸
  - 都市拠点・暮らしの拠点
  - 学術交流拠点
  - 仕事・文化交流拠点
  - スポーツ交流拠点
  - 水と緑の拠点
  - 歴史文化拠点
  - 新産業拠点

